

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（介護保険）</p> <p>第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれてい</p> | <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（介護保険）</p> <p>第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれてい</p> |

る環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させるように配慮されなければならない。

5 第一項の保険給付の内容及び水準は、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の家族が介護のために離職を余儀なくされる等の事態が生じないようにするため、要介護者等の家族の負担を十分に軽減するように配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスに従事する優れた人材の確保等これらのサービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させるよう、保険給付

る環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

〔新設〕

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関

に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

〔利用者等の評価の向上のための措置〕

第五条の三 国及び地方公共団体並びに介護事業者（保険給付及び第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に係る保健医療サービス及び福祉サービス（以下この条及び附則第五条の三において「介護等サービス」という。）を提供する者をいう。）は、介護等サービスの利用者及びその家族の介護等サービスに対する評価の把握に努めるとともに、当該評価を向上させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

（定義）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第百十五条の四十五第一項第一号イに規定

する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

〔新設〕

（定義）

第七条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第

する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。)を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が基準額(次の各号に掲げる介護給付を受けるとしたならばこの条の規定の適用を受けることとなる第一号被保険者の数の、第一号被保険者の総数のうちに占める割合が、おおむね百分の二十を超えないように政令で定める額をいう。)以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇八 (略)

百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。)を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇八 (略)

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の額)

第五十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が基準額(次の各号に掲げる介護給付を受けるとしたならばこの条の規定の適用を受けることとなる第一号被保険者の数の、第一号被保険者の総数のうちに占める割合が、おおむね百分の二十を超えないように政令で定める額をいう。)以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇六 (略)

附 則

(軽度要介護者等に対する将来にわたる十分な内容及び水準のサービスの提供)

第五条の二 政府は、その介護の必要の程度が軽い要介護者(以下この項において「軽度要介護者」という。)に~~とつて~~、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修その他将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号。以下この項及び第三項において「平成二十九年改正法」という。)の施行の際現に保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスとして提供されているものを受けることが、住み慣れた地域でそ

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の額)

第五十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇六 (略)

〔新設〕

の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、その日常生活の質を維持向上させること及びその者の家族が介護のために離職を余儀なくされる等の事態が生じないようその者の家族の負担を軽減すること（次項及び第三項において「日常生活の質の維持向上等」という。）に重要な役割を果たすものであることに鑑み、次条（平成二十九年改正法附則第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査、分析及び評価（以下この条及び附則第五条の四において「特定調査等」という。）の結果を踏まえつつ、当該保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービス又はこれらに相当するサービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、軽度要介護者が必要とする良質なこれらのサービスを受けることができるようにしなければならない。

2 政府は、要支援者にとって、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下この項において「旧介護予防訪問介護等」という。）を受けることが、日常生活の質の維持向上等に重要な役割を果たしていたことに鑑み、特定調査等の結果を踏まえつつ、旧介護予防訪問介護等に相当する保健医療サービス及び福祉サービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、要支援者が必要とする良質なこれらのサービスを受け

〔新設〕

ることができるようになければならない。

3 政府は、要支援者にとって、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修その他平成二十九年改正法の施行の際現に保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスとして提供されているものを受けることが、日常生活の質の維持向上等に重要な役割を果たすものであることに鑑み、特定調査等の結果を踏まえつつ、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービス又はこれらに相当するサービスが将来にわたりあまねく全国において十分な内容及び水準で提供され、要支援者が必要とする良質なこれらのサービスを受けることができるようにしなければならぬ。

〔新設〕

(介護保険制度又は介護報酬基準の改正が行われた場合の調査、分析及び評価)

第五条の三 政府は、当分の間、介護保険制度又は介護報酬基準(第

〔新設〕

四十一条第四項各号の基準その他の厚生労働省令で定める基準等をいう。次条において同じ。)の改正が行われた場合には、当該改正に関し、次に掲げる事項について調査、分析及び評価を行わなければならない。

一 要介護者等が経済的困難その他の事由により介護等サービスの提供を受けない事例(要介護者等が要介護認定又は要支援認定を受けないことにより介護等サービスの提供を受けない事例を含む。)の発生の状況

二 当該改正前と同一の水準及び内容の介護等サービスが提供されない事例の発生の状況

三 前二号に掲げる事例の発生が要介護者等の要介護状態又は要支援状態の悪化に及ぼす影響及び介護保険事業の財政に及ぼす長期的な影響

四 第一号又は第二号に掲げる事例の発生が家族の介護のために離職を余儀なくされる事態の発生に及ぼす影響並びに当該事態の発生が国民生活及び国民経済に与える長期的な影響

五 前各号に掲げるもののほか、当該改正に起因する重大な影響

(介護保険制度又は介護報酬基準の改正を行うおとずる場合の調査、予測及び評価)

第五条の四 政府は、当分の間、介護保険制度又は介護報酬基準の改正を行うおとずる場合には、あらかじめ、特定調査等の結果を踏まえ、当該改正による影響に関し、前条各号に掲げる事項について調査、予測及び評価を行わなければならない。

〔新設〕

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）</p> <p>第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が基準額（次の各号に掲げる介護給付を受けるとしたならばこの条の規定の適用を受けることとなる第一号被保険者の数の、第一号被保険者の総数のうちに占める割合が、おむね百分の二十を超えないように政令で定める額をいう。）以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。</p> <p>一〇八（略）</p> | <p>（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）</p> <p>第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。</p> <p>一〇八（略）</p> |

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（検討）</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、要介護者等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二条第五項の要介護者等をいう。）の家族が、介護休業又は介護休暇に関する制度を活用することにより、介護のために離職を余儀なくされる事態が生じないよう、介護休業をすることができ、日数及び回数が増加等について、速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>（検討）</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> |